



一般社団法人

日本ライフストーリー研究所

Japan Life Story Research Institute

定 款



第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ライフストーリー研究所という。また英語名は Japan Life Story Research Institute とし、略称を JLSR という。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県北杜市長坂町大井ケ森 1176 番 489 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ライフストーリー、ライフヒストリー（生活史）、オーラルヒストリー（口述史）、聞き書きなど、インタビューに基づいた質的調査・研究並びにその史資料の収集・保存・管理を行い、その使用・研究方法に関心をもつ人びとが交流する場を提供し、情報の交換や調査・研究方法の切磋琢磨をはかることで、わが国におけるライフストーリー、ライフヒストリー、オーラルヒストリー調査・研究の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ライフストーリー、ライフヒストリー、オーラルヒストリーを手法とする調査・研究
- (2) 関係資料の収集、保存、管理及び会員への情報提供
- (3) 研究会、講習会、研修会などの開催、後援
- (4) ニュースレター、関係図書発行
- (5) その他必要と認める事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(入会)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の社員とする。

- (1) 正会員は、本法人の目的に賛同し、理事の承認を得て入会した個人または法人
- (2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業を支援する機関・団体

(会費)

第7条 会員となるには、総会において定める会費を納めなければならない。



(入会金)

第 8 条 この法人の入会金は、別に定める。

(退会)

第 9 条 会員が退会しようとするときは、理事に届け出なければならない。

(資格喪失)

第 10 条 会員は、次の事由によってその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費を 2 年以上滞納したとき。
- (3) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (4) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき、または法人である会員が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会費の不返還)

第 12 条 退会した会員、または除名された会員がすでに納入した会費、入会金等の提出金品はこれを返還しない。

第 3 章 総会

(会員総会)

第 13 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年 1 回これを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。

第 4 章 役員

(員数)

第 15 条 この法人には、理事 1 名を置く。

(理事の選任)



第 16 条 理事は、総会において選任する。

(理事の職務)

第 17 条 理事は、この法人の業務を統括し、この法人を代表する。

(理事の任期)

第 18 条 理事の任期は、2 年とし、選任された 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一する。
- 3 理事の再任は、これを妨げない。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 19 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 20 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 6 章 会議

(種別)

第 21 条 この法人の会議は、運営委員会及び研究会とする。

(運営委員会の構成と業務)

第 22 条 運営委員会は、理事及び正会員の中から理事が選任した研究員若干名で構成される。

- 2 運営委員会は、この法人の目的に適う事業や研究の管理、計画等を推進する。

(研究会の構成と業務)

第 23 条 この法人の事業の一環として、正会員が自らの調査研究の成果について発表できる研究会を開催する。

- 2 研究会には、正会員は自由に参加できる。

(会議の招集)

第 24 条 運営委員会及び研究会は理事が招集し、原則として月 1 回開催する。

第 7 章 資産及び会計

(資産)



第 25 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 購入ないし寄贈された文献・史資料
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 26 条 この法人の資産は、理事が管理する。

(事業報告及び決算)

第 27 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が作成し、運営委員会の了承を得て定時総会で報告、承認を受けなければならない。

- 2 前項において報告、承認された書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 28 条 この定款は、総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 29 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 30 条 この法人の解散において有する残余財産は、運営委員会の審議を経て会員に知らせ、この法人の目的に類似の目的を有する公益社団法人もしくは公益財団法人または特定非営利活動法人に贈与する。

(委任)

第 31 条 この定款の施行について必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 附則

(最初の事業年度)

第 32 条 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行し、最初の事業年度は、この法人設立の日から 2016 年 3 月 31 日までとする。

(設立時理事)

第 33 条 この法人の設立時の理事は、次のとおりとする。



設立時理事 櫻井 厚

(設立時の会員氏名または名称及び住所)

第 34 条 この法人設立時の会員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

(法令の準拠)

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

